

# 独立行政法人水産大学校業務方法書

変更	平成13年4月	2日付け農林水産省指令13水推第	68号認可
変更	平成17年4月	8日付け農林水産省指令16水推第1070号認可	
変更	平成18年3月31日付け農林水産省指令17水推第1174号認可		
変更	平成20年3月31日付け農林水産省指令19水推第	821号認可	
変更	平成23年3月31日付け農林水産省指令22水推第1094号認可		
変更	平成27年3月30日付け農林水産省指令26水推第	961号認可	

## 目次

第1章	総則（第1条～第3条）
第2章	水産に関する学理及び技術の教授に関する事項（第4条～第12条）
第3章	水産に関する学理及び技術の研究に関する事項（第13条～第15条）
第4章	附帯業務（第16条）
第5章	業務委託の基準（第17条・第18条）
第6章	競争入札その他契約に関する基本的事項（第19条・第20条）
第7章	内部統制システムの整備に関する事項（第21条～第37条）
第8章	雑則（第38条）
附則	

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第25条の2第4項並びに第28条第1項及び第2項並びに独立行政法人水産大学校の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成13年農林水産省令第41号）第2条の規定に基づき、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号。以下「大学校法」という。）第11条に規定する独立行政法人水産大学校（以下「本校」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### （業務運営の基本方針）

第2条 本校は、大学校法に定められた設置の目的及び業務内容の重要性にかんがみ、関係機関と緊密な連携を図り、業務の適正かつ効率的な運営を期するものとする。

2 本校は、実学に立脚し、水産業・水産政策の重要課題に的確に対応するとともに、諸分野が総合的・有機的に関連する水産業・水産学の特徴を踏まえ、教育及び研究を総合的に実施するものとする。

#### （中期計画）

第3条 本校は、大学校法第11条に規定する業務を主務大臣の認可を受けた中期計画に従って実施するものとする。

### 第2章 水産に関する学理及び技術の教授に関する事項

#### （教育課程）

第4条 本校は、水産に関する学理及び技術の教授を行うため、教育課程として本科、専攻科及び水産学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

(教育課程の目的及び種類)

第5条 本校に次の5学科を置き、水産全般に関する基本的な知識の上に各学科の専門分野の教育・研究を体系的に行い、水産の専門家として活躍できる人材を育成する。

- (1) 水産流通経営学科
- (2) 海洋生産管理学科
- (3) 海洋機械工学科
- (4) 食品科学科
- (5) 生物生産学科

2 専攻科に次の2課程を置き、船舶運航及び船用機関に関する精深な専門知識と高度の専門技術についての教育を行い、水産系の海技士として活躍できる人材を育成する。

- (1) 船舶運航課程
- (2) 船用機関課程

3 水産学研究科に次の2専攻を置き、本科又は大学で身に付けた水産に関する専門知識と技術を基盤に、さらに専門性の高い知識と研究手法に関する教育・研究を行い、高度な技術指導や企画・開発業務で活躍できる人材を育成する。

- (1) 水産技術管理学専攻
- (2) 水産資源管理利用学専攻

(修業年限)

第6条 教育課程の修業年限は、次のとおりとする。

- (1) 本科 4年
- (2) 専攻科 1年
- (3) 研究科 2年

(入学期)

第7条 本科、専攻科及び研究科の入学期は、毎年4月とする。ただし、専攻科にあつては、10月とすることができる。

(入学資格)

第8条 教育課程ごとの入学資格は、次の各号に定める者又は本校がそれと同等以上の学力・能力・技能があると認めた者で、入学試験に合格したものとする。

- (1) 本科にあつては、高等学校卒業生又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (2) 専攻科にあつては、本校海洋生産管理学科又は海洋機械工学科卒業生で、専攻と関連のある学科目を履修したもの
- (3) 研究科にあつては、学士の学位を有する者

2 教育課程に入学される者の選考は、入学試験により行うこととし、募集にあつては、学生の募集方法、試験の学科目及び期日、その他の必要事項を記載した学生募集要項を作成する。

(卒業証書等)

第9条 本校は、所定の教育課程を修了したと認めた学生に、卒業証書又は修了証書を授与する。

(研究生及び聴講生)

第10条 本校は、特定の研究課題を研究し、又は特定の授業科目を聴講しようとする者を、

研究生又は聴講生として受け入れることができるものとする。

(授業料等)

第11条 本校は、授業料及び寄宿料を徴収するものとする。

2 前項に規定する授業料及び寄宿料の額及び納入方法は、別に定めるものとする。

(学生生活支援等)

第12条 本校は、水産に関する学理及び技術の教授を効果的に推進するために、学生に対する生活相談、学生への就職指導・支援、課外活動支援等を行うものとする。

第3章 水産に関する学理及び技術の研究に関する事項

(研究業務)

第13条 本校は、水産に関する学理及び技術に係る教育対応の研究及び行政・産業・地域振興対応の研究活動を行うものとする。

(共同研究の契約)

第14条 本校は、前条に掲げる研究について共同研究を実施しようとするときには、次の各号に掲げる事項に係る条項を含む契約書を作成し、共同研究を行おうとする者と契約を締結するものとする。

(1) 共同研究の内容に関する事項

(2) 共同研究を行う場所及び方法に関する事項

(3) 共同研究契約の期間及びその解除に関する事項

(4) 共同研究の分担に関する事項

(5) 共同研究の実施結果の取扱方法及びその結果が知的財産権の対象となったときの帰属に関する事項

(6) その他必要な事項

(業務の受託)

第15条 本校は、本校の業務に関連する研究を、業務に支障のない範囲内で受託により実施することができる。

2 受託研究を行おうとするときには、次の各号に掲げる事項に係る条項を含む受託契約書を作成し、依頼しようとする者と受託契約を締結するものとする。

(1) 受託研究の内容に関する事項

(2) 受託研究の実施を行う場所及び方法に関する事項

(3) 受託契約の期間及びその解除に関する事項

(4) 受託研究の結果の報告に関する事項

(5) 受託に係る費用の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項

(6) 受託研究の実施結果の取扱方法及びその結果が知的財産権の対象となったときの帰属に関する事項

(7) その他必要な事項

第4章 附帯業務

(附帯業務)

第16条 本校は、業務の成果の利用促進及び専門的知識の活用等のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 水産に関する海外技術協力のために国等が実施する海外事業等への参加・協力

- (2) 国内外からの研修員の受入れ
- (3) 研究成果に関する報告書及び出版物の作成及び頒布並びに特許等の利活用
- (4) 国内外の学会等で研究成果の発表
- (5) 水産業関係者、地域住民等を対象とした公開講座等の開催
- (6) 行政機関、水産業関係団体、企業等への技術相談・指導
- (7) その他本校の業務に附帯する業務

## 第5章 業務委託の基準

### (業務の委託)

第17条 本校は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるとき又は緊急の必要がある場合において、その業務の確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、第12条及び前条に規定する業務の一部を委託することができる。

### (受託計画)

第18条 本校は、前条の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次の各号に掲げる事項についての条項を含む受託契約書を受託者との間に作成し、委託契約を締結するものとする。

- (1) 業務の内容に関する事項
- (2) 業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
- (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
- (4) 業務の結果の報告に関する事項
- (5) 委託費の額並びに支払の時期及び方法に関する事項
- (6) その他必要な事項

## 第6章 競争入札その他契約に関する基本的事項

### (契約の方法)

第19条 本校における売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争契約の方法によるものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、指名競争契約又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

### (政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続)

第20条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に係る物品等の調達手続については、同協定の規定に則してこれを行うものとする。

## 第7章 内部統制システムの整備に関する事項

### (内部統制に関する基本方針)

第21条 本校は、内部統制システム（役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、大学校法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他本校の業務の適正を確保するための体制をいう。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第22条 本校は、法人の業務運営の基本方針を策定するものとする。

2 本校は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動に関する規程を定めるものとする。

(運営会議の設置及び役員の分掌に関する事項)

第23条 本校は、運営会議の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する運営会議の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第24条 本校は、中期計画等の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
  - 一 業務手順に沿った運営の確保
  - 二 業務手順に沿わない業務執行の把握
  - 三 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第25条 本校は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修会の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第26条 本校は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) リスク管理委員会の設置

- (2) 業務部門ごとの業務フロー図の作成
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
  - 一 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - 二 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
  - 三 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第27条 本校は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
  - 一 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
  - 二 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
  - 三 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
  - 一 業務システムを活用した効率的な業務運営
  - 二 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
    - ア 法人が保有するデータの所在情報の明示
    - イ データへのアクセス権の設定
    - ウ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
    - エ 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第28条 本校は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する事項
  - 一 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
  - 二 情報漏えいの防止
- (2) 個人情報保護に関する事項
  - 一 個人情報保護に係る点検活動の実施
  - 二 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第29条 本校は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 監事に関する事項

- 一 監事監査規程の整備に対する監事の関与
  - 二 理事長と常時意思疎通を確保する体制
  - 三 補助者の独立性に関する事
  - 四 組織規程における権限の明確化
  - 五 監事と理事長との会合の定期的な実施
- (2) 監事監査に関する事項
- 一 監事監査規程に基づく監査への協力
  - 二 補助者への協力
  - 三 監査結果に対する改善状況の報告
  - 四 監査報告の主務大臣及び理事長への報告
- (3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項
- 一 監事の運営会議等重要な会議への出席
  - 二 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
  - 三 本校の財産の状況を調査できる仕組み
  - 四 監事と内部監査担当部門との連携
  - 五 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
  - 六 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第30条 本校は、監査役を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第31条 本校は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第32条 本校は、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第33条 本校は、運営費交付金及び授業料等を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を本校内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第34条 本校は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決

定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のホームページ等での公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第35条 本校は、職員の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第36条 本校は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
  - 一 研究統括部門における研究評価体制の確立
  - 二 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
  - 一 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
  - 二 研究費の適正経理
  - 三 経費執行の内部けん制
  - 四 論文ねつ造等研究不正の防止
  - 五 研究内容の漏えい防止
  - 六 研究開発資金の管理状況把握

(役員等の損害賠償責任に関する事項)

第37条 本校は、役員の特則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、農林水産大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第8章 雑則

(その他必要な事項)

第38条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項については、理事長がこれを定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、農林水産大臣の許可の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の許可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の許可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則



この業務方法書の変更は、農林水産大臣の許可の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の許可の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の許可の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。